



歴史の真実を求める世界連合会

HP 日本語: <https://gahtjp.org/> 英語: <http://gaht.jp/>

(ガート)

第4号(全4頁)

活動通信

発行人 目良浩一
編集人 細谷 清

GAHT-U.S.A. 1223 Wilshire Blvd, #613 Santa Monica, CA 90403 U.S.A. E-メール: info@gahtusa.org 電話: 310-400-9521	GAHT-Japan 〒105-6027 東京都港区虎ノ門 4-3-1 城山トラストタワー27階 電話: 03-5403-3512 ファックス: 050-3153-0391
--	---

グレンデールの慰安婦像撤廃裁判の近況

代表 目良浩一

2014年2月20日にロサンジェルス地方連邦裁判所に提訴されたグレンデール市の慰安婦像撤廃訴訟が、丸3年を迎えた。その設置決議の前年7月9日からすると3年半である。その間に、裁判は地方連邦裁判所の勧告も有って、連邦裁判所だけではなく、カリフォルニア州の裁判所でも展開されることになった。しかし、判事は州の裁判所も連邦裁判所でも慰安婦に関して性奴隷説に傾倒しているようで、我々が展開している法律論、即ち、市のような地方自治体は連邦政府に独占権が与えられている外交分野に介入すべきではないとする議論、よりも、組織的な人権侵害をした(とされる)日本軍とそれに関係する人々を制裁するのに熱心で、連邦裁判所でも州の裁判所でも、第一審、第二審ともに敗訴することになったことは、前にお知らせしたとおりである。

連邦の控訴裁判所からは、2016年8月4日に控訴状の却下が告げられた。それに対して、9月16日に控訴裁判所の全員参加による再審査を請求したのであるが、10月13日にそれも却下された。



2017年1月10日 最高裁判所内にて

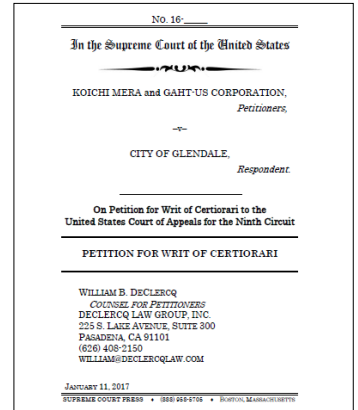


同1月10日最高裁判所前にて

これらの過程を通して我々が行ったことは、日本政府からの文書の提出であった。「関係者からの通知(Letter of Interest)」であるとか「第三者意見書(Amicus Curiae)」という形で、政府は、日本の立場を明確に裁判所に伝達することが出来るのである。実際に、いくつかの国の政府はそのようなことをしているのである。特に、トルコから大虐殺をされたといわれるアルメニア人たちは、米国で、それを理由に、トルコを糾弾することを試みたが、トルコ政府は、トルコ人の名誉を保つために、裁判所に意見書を送り、「トルコによるアルメニア人の大虐殺」が定説にならないように、努力をして、成功しているのである。しかし、日本政府は、それまでは断固として、そのような助力を断ってきました。

連邦裁判所に関しては、控訴裁判所への再審査請求が却下されたので、米国の最高裁判所に上告する以外に手がなくなってしまった。この最高裁では、上告を請願しても、採択される率は、1%位しかないことはよく知られている。

そこで、あくまで初志貫徹で、枯渇している財源を構わずに上告をするか、我々が弁護士となって自分たちで請願書を書くか、または、最高裁への請願を諦めるべきかの困難な決定であった。まず行ったことは、若い弁護士を一定の金額で請願書を作成することに同意してもらうことであった。彼としても米国最高裁に書類を提出するのは、最初の経験であり、それをチャレンジとして引き受けてもらった。請願書に書く内容は、GAHTの理事と相談して決め、彼に依頼した。米国最高裁への提出書類には、極めて厳格な書式上の規則があるので、それは専門の印刷所に依頼した。提出期限は2017年1月11日であったが、その前日の10日に提出することが出来た。そのためにGAHT役員の細谷と山本が筆者に同行して寒冷な首都ワシントンに向かった。



右写真:提出された「上告請願書」
受理前の為に受付番号(Docket No.)はなし
受理日:2月23日、番号16-917が付与

カリフォルニア州の裁判所に対しては、控訴裁判所から敗訴の報せを受けて、再審査の請求をしたが、それが却下されたので、州の最高裁判所に上告できたのであるが、その期間が、連邦最高裁判所への提出期限と重複してしまった。財源は苦しく、別の弁護士に依頼することもできないので、こちらの方は、見送ることとした。

日本政府が最高裁判所に意見書を提出

1月10日に提出した米国最高裁判所への申告書は、担当弁護士が新規であったので、最高裁への新規登録に時間がかかり、1月23日に正式に受理された。それから30日以内に第三者意見書や被請願者(グレンデール)からの反論書が提出されなければならない。2月22日が期限である。それ以前に日本政府が、意見書の提出に関して、グレンデール市に問い合わせがあったことを知らされた。それをグレンデールが承認したのである。22日には、ワシントンDCの弁護士事務所が日本政府のために米国最高裁判所に意見書を提出したことが確認された。まさに青天の霹靂である。あれほど以前から依頼してきたことがやっと裁判を開始してから3年と二日して、実現したのである。国家からの意見書は、かなりの重みを持つと言われている。1%の機会がかなり好転したと考えられる。

この動きは、韓国の釜山に建てられた慰安婦像に対する日本政府の強硬な態度や、アトランタにおける日本総領事館の積極的な反対運動と並び、最近の安倍政権の慰安婦問題に対する積極政策の一環であると考えられる。しかも歓迎すべき、政策の転化である。

その日は同時に「日本近現代史研究会」と「史実を世界に発信する会」共同の意見書と、グレンデール側からの反論書も提出された。市側の反論書に対しては現在、我々は、それに対する再反論書を、弁護士を通じて、作成中である。米国最高裁判所の決定は4乃至5月になると想定される。どのような決定を下すかは、不明であるが、第二審の決定を覆せば、その方針に従って、第一審に差し戻しされるのである。

今後の方針

山本優美子理事が書いているように、アトランタの市民・人権センターに建立される予定であった、慰安婦像は、現地の日本総領事館や地元の日本人などの努力によって、今のところ回避することが出来た。最近の日本政府の積極性は称賛に値する。しかし、サンフランシスコの慰安婦像建立やカリフォルニア州の世界史に誤った慰安婦の記述が出てくることに対して我々は抵抗していかなければならない。その基礎になるのは、英語による正しい歴史的事実の普及である。出版及び図書の配布などにも力を入れてゆく予定である。

読者の皆様メールアドレスを連絡下さい。最新のニュース等を配信いたします。お名前を書いて、メールを下さい「info@gahtusa.org」

グレンデール性奴隷慰安婦像撤去裁判 日本政府意見書抄録

日本政府はGAHTが連邦最高裁判所に提出した上告請願書を支持する意見書を2月22日に提出しました。GAHTは政府の力強い応援を頂きました。その抄録とポイントを以下に纏めます。(2017年2月抄録と解説担当 細谷)

連邦政府は外交において独占権を有する

日本政府の関心事

本裁判はグレンデール市が、第二次世界大戦中の慰安婦問題での日韓間の争いに合衆国連邦政府の公平な友好的に解決する様に促す外交方針であるにも関わらず、独自の見解を表明して外交関係を混乱させる事が、憲法上許されるのかの問題をはらんでいる。

連邦政府は長年に亘りこの問題に対し米国の同盟二ヶ国が外交的な解決に努める事を支持し、米国はその為に注意深く一貫してこの問題で煽動的な言辞を控えて来た。

A. 外交独占権

最高裁で下された判例は、連邦政府の外交権独占権を正当化する。控訴裁判所の判決は、最高裁の一貫した方針と裁定に全く違っている。市-地方政府が主張する表現の自由は、憲法上保護されていなく外交独占権に違反する。

B. 控訴裁判所の判決は問題が多い、最高裁で審理されるべき

控訴裁判所が創り出した表現の自由による外交権の侵害は、(最高裁が)本件を審理をするに十分な理由がある。判決は過去の最高裁の判例とも米国政府の外交方針とも一致しないし、日本政府高官が公言した碑設置に反対する声明を全く考慮していない。判決は、(市の)表現の自由を優先する例外を創り出して外交独占権を侵害した。グレンデール市は像を設置して外交方針を世界に発信したが、米国は統一した見解を外に発すべきである。

C. 慰安婦問題の誤解と日韓関係

像の設置前から日米韓間での外交問題であった。日韓関係は脆弱で、日韓の安保・経済協力が2015年12月の日韓合意で進展するのは米国が望む所である。米国が慰安婦問題で相反する見解を表明する事で混乱が生じかねない。

日本は歴史上の事実を十分に調査したが、碑文は歴史上の記述として正確でない。

昨年ジュネーブでの女子差別撤廃委員会に於いて、日本は1990年代に実施した大規模な事実関係の調査結果を発表し、性奴隷・20万人・強制連行を否定した。その全文は外務省のHPに掲載されている。

現在の日韓間外交は、米国の支援によって2015年末の日韓合意に至った。本意見書の提出は日韓合意に反しない。

日本にとり何にも増して重要な事は、州やグレンデール市の様な地方都市がこの慰安婦問題の様な敏感な外交問題に首を突っ込まない事であり、その為に州・市は米国がその外交方針で発信せねばならない統一の方針を侵害させない事である。

結論: 上記より、請願は認められるべきである。

日本政府意見書のポイント

- (慰安婦)問題は、像設置の2013年7月以前から日米韓での外交課題であり、人権問題ではない
- 問題は日米韓の安保・経済に絡む敏感な外交課題
- 控訴裁判判決は問題。最高裁で審理されるべき
- 憲法では地方政府に表現の自由は保証されていない
- 強制連行・性奴隷/ 20万人等を事実誤認として否定
- 日米韓3ヶ国は解決に向けて努力している。米国の主張は一つで地方政府が口出して邪魔すべきでない

アトランタ慰安婦像計画阻止に成功

山本優美子

米国 ジョージア州アトランタで今年2月9日、米国系韓国人が中心となる団体「アトランタ慰安婦碑タスクフォース」が記者会見を開き、4月に現地の「公民権・人権センター」敷地内に慰安婦像を設置する計画を発表しました。それから一ヶ月も経たない3月4日、センターはいったん受け入れた計画を許可しない方針を発表しました。もし設置されていたとしたら米国ではグレンデール(公園内)、ミシガン(韓国人館内)に次ぐ3体目の慰安婦像になるところでした。

短期間で阻止に持ちこめた最大の理由は、領事館と民間の連携と事前の備えがあったからです。アトランタとその近郊はここ数年韓国系が急増しています。普通の教会がある日突然、韓国教会に変わり、写真のようにマリア像がチマチョゴリ、ヨセフ像も韓服になってしまうような地域です。いつ慰安婦像計画が浮上してもおかしくない状況の中、2015年1月にはアトランタ韓人会が慰安婦像計画を推進するというニュースがありました。この時以来、領事館と民間有志が連絡を取り合い、計画が現実になった場合に直ぐに対処できるように準備していたのです。

また、今年1月釜山領事館前の慰安婦像設置に抗議した日本政府が駐韓日本大使の帰国させたこと、2月には日本政府が米国連邦最高裁にGAHTを支持する意見書を提出したこともアトランタの反対運動の大きな後押しとなりました。

今回は阻止できましたが、数年間かけて計画を練ってきた韓国系団体は振り上げた拳を下ろしていません。まだまだ安心はできないのが現実です。

韓国教会の韓流ヨセフ・マリア像



ウォール・ストリート・ジャーナル紙への小田原外務大臣政務官寄稿文 (2017年1月30日付)

慰安婦問題がアジアの安全保障と結びついている点を指摘した外務省の対外的に初めての見解書です。英文原文も同HPに掲載されております。以下は同HPに掲載された寄稿文です。

「慰安婦とアジアの安全保障」

小田原潔外務大臣政務官

2015年12月28日、我が国は、多くの女性達の尊厳や名誉に関する慰安婦問題につき、韓国側と歴史的な合意に達しました。この合意において、慰安婦問題は「最終的かつ不可逆的に解決され」、より良い日韓関係への障害を取り除くことができました。この成果は米国を含む多くの国が高く評価しています。

我が国はこの合意に基づく責務を果たしてきました。昨年8月、日本政府は、元慰安婦の方々の支援を目的として設立された財団に10億円を支出しました。

これを基に、同年10月、財団は事業を開始しました。合意の時点で生存していた元慰安婦46名のうち、34名が事業に賛成し、既に29名が医療や介護といった支援を受けています。

韓国側も当然合意通りに在韓日本大使館前の慰安婦像の問題の解決に向けて努力する事を我々は期待していました。昨年12月28日には韓国と共に合意一周年を祝福できると信じていました。

ところが、合意の大切な基礎を破壊しかねない事態が発生しました。12月30日、関係自治体が認める形で、韓国の活動家の団体により、在釜山日本国総領事館前に慰安婦像が新たに設置されました。

慰安婦問題が最終的かつ不可逆的に解決されることが合意されたにもかかわらず、かかる事態が発生したことは極めて遺憾であり、領事関係に関するウィーン条約に照らしても問題です。

この合意は、1965年に日韓間の財産及び請求権に関する問題が完全かつ最終的に解決されることを確認したことに続く、二度目の合意です。両国民が地域の平和と繁栄を懸念する中で、我々が築き上げた友好への期待と信頼を根底から崩す活動家の振る舞いは容認し難いものがあります。

1月6日、日本政府は、在韓国日本大使及び在釜山日本総領事の一時帰国を含む措置をとらざるをえませんでした。合意一周年を韓国と共に祝福するどころか、抗議するという事態になってしまったことは無念としか言いようがありません。

日本にとって韓国は、戦略的利益を共有する最も重要な隣国です。とりわけ北朝鮮が核実験や弾道ミサイル発射を繰り返している今、日韓は力を合わせて無謀な挑発を抑止するべきでしょう。米国本土をも脅かす新たな段階の脅威と認識せざるを得ません。こうした脅威に対しては、日本、韓国及び米国で連携することが不可欠です。

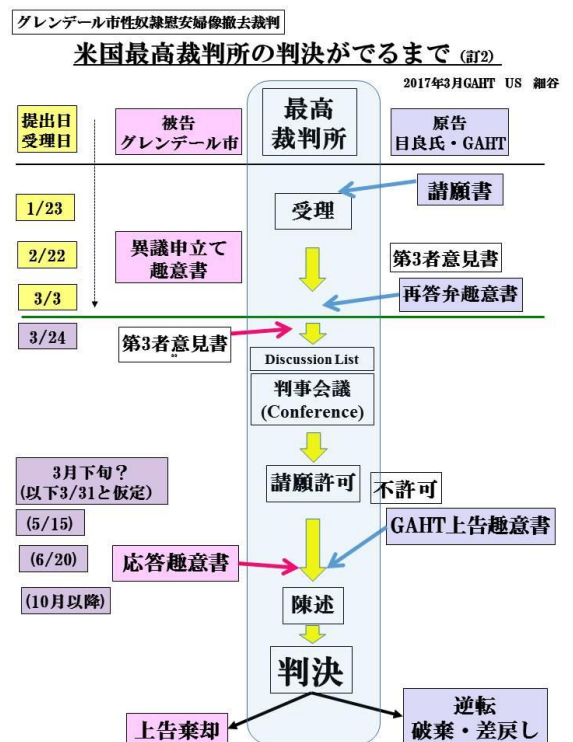
他にも日韓間で協力できる分野は多くあります。両国は、共にエネルギー輸入国であり、急激な少子高齢化等共通の課題に直面しています。これら共通課題について、日韓両国は過去には二国間でもグローバルでも緊密な協力をしてきていました。

合意の実施が日韓協力と信頼の基盤となっていることに鑑みれば、この合意の履行は日韓双方にとっての責務です。日本は引き続き、韓国と協力しながら、国際社会の平和と安全に貢献していく考えです。

小田原 潔外務大臣政務官 プロフィール
 衆議院議員 (東京21区-日野・立川・昭島市)
 昭和39(1964)年5月23日生まれ、東京大学経済学部卒
 富士銀行ニューヨーク支店勤務、
 モルガンスタンレー証券マネージングディレクター
 平成23年3月25日よりテント生活を続けながら1年以上
 被災地宮城県七ヶ浜町で長期災害ボランティア活動に従事
 平成24年12月第46回衆議院議員総選挙で初当選、現在2期目

グ市慰安婦像撤去裁判の今後の予定

右図に今後の予定を示します。
 3月24日に被告グ市の第三者意見書が提出される予定です。
 これを受けて今月下旬から4月始めにGAHTの請願が許可されるかが決定されます。
 許可後は審理の後にその判決が出るのは、夏休みが明ける10月以降と推測されます。
 最高裁判所の判事は現在8名で、欠員の1名をトランプ大統領は指名を済んでいます、議会の承認待ちとなっております。



GAHT-US の新陣容について

アメリカのガートは、2月10日に開かれた総会において、役員の変更を行い、下記が理事に任命された。

代表 目良浩一
副代表 藤井厳喜
書記 高橋光郎
財務 平野徳子
広報 細谷清

尚、新理事の平野徳子氏は、米国カリフォルニア州在住で、ALLJUST USA (在米日本人情報交換ネットワーク) を発信している。

支援者の声

手書き等のお便りを文字起こしました。表記は原文のままです。句読点・行替は適宜編集しました。

新年おめでとうございます

目良先生ご夫妻はじめ役員色の皆様の日頃の弛まぬ努力に感謝しております。

裁判は勝利宣言ができるまで続けて下さい。

及ばず乍ら、応援させていただきます。二〇一七年一月元旦

平成29年1月14日 GAHT-US Corp.の皆様

連邦最高裁に上告状を提出なさったのですね!

今回の日本政府の韓国への対抗措置、ある程度の評価は致しますが、実に遅きに失したという感がぬぐえませんが、

目良さんと皆さんの強さも強い志には頭が下がります。

微力ながら私も連いて参ります。今年も共に前に進みましょう!

わずかばかりです恐縮ですがチェックを同封します。

正義は勝つ!と信じてやまないアメリカ大陸の片隅に住む日本人です。

逆境にもかかわらず積極的な活動に心から賛同いたします。

(右欄↑に続く)

読者の皆様のメールアドレスを「info@gahtusa.org」へ連絡下さい。最新のニュース等を配信いたします。

編集後記: これを書いているところで朴大統領罷免のニュースが入って来た。罷免を下した憲法裁判所は2011年8月に慰安婦を性奴隷と断定し、日本から謝罪と賠償を取らない大統領行政政府を憲法違反と断じた「裁判所」である。この判決で時の李大統領は直後の日韓首脳会談でこの問題だけに時間を費やし、4ヶ月後にはソウル日本大使館前に像が建ち、日本の対応に業を煮やした大統領は翌年に竹島に上陸し不遜な発言をした。

現在の慰安婦問題の火付け役が真つ当な判決が出せないのは当然で、憲法裁判所が行政権に勝る観のある韓国は異常である。

GAHTの上告請願書提出は産経新聞だけが取り上げたが、日本政府の意見書提出には、産経が第一面で抜き、主要メディアの多くが取上げ、海外では韓国は産経をそのまま報じ、ハンギョレ新聞は社説にまで取り上げ、中共系英字新聞のChinaDailyは朝日新聞よりも詳細に報じた。「問題」が外交問題である事は明らかで、連邦控訴裁判所が人権問題と断じた判決はオカシイ。

この裁判を通して日本は寧ろ公平で正義が通用する国であると思うようになった。米国にも正義がある事を信じたい。(KH)

日本人の名誉を侵害する像と碑の撤去を!

GAHTの活動を支えるために

活動資金の協力を、是非お願いします

銀行振込み等による寄付方法

三菱東京UFJ銀行

支店名: 藤沢支店 (支店番号257)

口座番号: 0421906 普通

口座名: 歴史の真実の会 (レキシノシンジツノカイ)

ゆうちょ銀行

振込口座番号: 00180-0-292163

振込口座名: 歴史の真実の会 (レキシノシンジツノカイ)

*領収書は、お振込の書類を以て代用させていただきます。

別途領収書をご希望の方は info@gahtusa.org までメールにて連絡ください。

(「支援者の声」左欄よりの続き)

2017/02/25 歴史の真実を求める世界連合会 御中

2月25日産経新聞の記事を見て、やっと外務省の腰が上がったことを心強く思います。長年ねばり強く活動してこられた貴会の積み重ねが日本政府を動かしました。貴会のご努力に敬服いたします。

しかし、グレンデール市ははじめ世界いたるところで誤解されている不誠実な勢力を跳ね返し、世界の中で正当なポジションを確立するには私たち日本人一人ひとりがしっかりと自覚と独立心を持たなければならないと思います。

山は少し動き始めましたが、これからが真剣勝負です。

国内から応援しています。

February 26, 2017 目良浩一先生

本日、なでしこアクションのお知らせで、2月22日に米国最高裁に日本政府が請願者GAHTを支援する「アミカス」を提出され受理された事を知りました。日本政府もやっと重い腰を上げてくれたのかとホッとしました。

しかし、アメリカに住む中国人や韓国人は数を頼みに、この問題を日本を卑しめる手段として、あくまでも執拗に続けるようです。彼らことに元慰安婦と称するお婆さんたちの話を聞いてみると、私のような昭和初期生まれの戦中派にとっては、まことに矛盾だらけで、この作られた話をなんの関係もない国々に言い触れ回っている人々の、厚顔無恥には呆れかえるばかりです。

そして、それよりもっと情けないのは、彼らの作り話を頭から信じている、戦後生まれ、それも大学教授のような方々もいることです。彼らは、このような誇大広告のような話を信じているのでしょうか?

ともかく、日本政府が「アミカス」を送ってくれたというニュースを嬉しく聞きました。

そして、改めて先生をはじめGAHTの方々のご努力に感謝の念をささげ、些少ですが寄付を同封いたします。

私もこの母国の名誉を傷つける不逞の輩との戦いを、彼らが過ちを認めるまで書き続けていきたいと思っています。